

## 6. 事業中及び事業完了後の留意点

### 6. 1 効果測定等の報告（エネルギー報告・居住者アンケート）

補助を受けた建築主には、補助対象住宅の完成および補助金の受領後、原則、居住下における「エネルギー消費に関する報告(エネルギー報告)」を提出していただきます。

太陽光発電設備等の売電が開始し、**入居後ひと月分の積算が可能になった月から【14ヶ月分】のエネルギー報告**をお願いいたします。

併せて、入居約1年後にお住まいに関する「居住者アンケート」も提出していただきます。

「エネルギー報告」・「居住者アンケート」につきましては、補助金の受領後、**グループ事務局様宛に別途メールにてご連絡いたします**。「エネルギー報告」・「居住者アンケート」の詳細内容については、メール連絡の際の内容をご確認頂き対応してください。

補助金の受領要件として国土交通省より、「エネルギー報告」・「居住者アンケート」の提出を求められております。

必ず、ご対応頂けますようご協力をよろしくお願いいたします。

#### ■ エネルギー報告について

エネルギー報告は、**電力、電力以外のエネルギー**を月別にご報告ください。

**電力**：購入量、太陽光発電設備等の発電量<sup>※1</sup>と売電量<sup>※2</sup>

**電力以外<sup>※3</sup>**：都市ガス、LPG、灯油など

※1 太陽光発電等は、モニターや HEMS から毎月記録

※2 売電は、領収書または伝票を保管

※3 電力以外は、領収書または伝票を保管

#### <計測機器等の条件>

太陽光発電等の発電量を月別に把握できる計測機器は、必ず設置していただきます。

(HEMS である必要はありません)

**※詳細内容については、補助金の受領後にグループ事務局様に届くメールの内容をご確認ください。**